

令和6年5月

保護者の皆様へ

京都市立山科中学校  
校長 古田 知史

## 台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**（※大雨、暴風など6種類）又は「**暴風警報**」が発表された場合及び山階南学区に「**避難指示**」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 特別警報について

登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

● 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ・午前0時までに解除になった場合   | 5校時（13時00分）から始業（給食は中止） |
| ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 | 臨時休業                   |

#### 2 暴風警報（暴風雪警報を含む）について

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

● 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ・午前7時までに解除になった場合  | 平常授業                   |
| ・午前9時までに解除になった場合  | 3校時（10時40分）から始業        |
| ・午前11時までに解除になった場合 | 5校時（13時00分）から始業（給食は中止） |
| ・午前11時現在、警報発表中の場合 | 臨時休業                   |

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合は、学校ホームページやすぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

#### 4 避難指示が発令された場合について

##### 【水害による避難指示について】

山科中学校の所在地は山階南学区にあたり、「山科川の浸水想定区域」となります。そのため水害の避難指示の発令対象学区となり、山階南学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置（臨時休校等）を取ります。

**【参考】避難情報の名称について（学区ごとに発令されます）**

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報 の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時 の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）</li> </ul>

※「緊急安全確保」は、実際に発令される状況としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

## 5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこといたします。その後、不測の事態に備え保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこととし、その後、保護者への引き渡し帰宅により対応いたしますので、保護者の皆様にはご理解、ご協力をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。